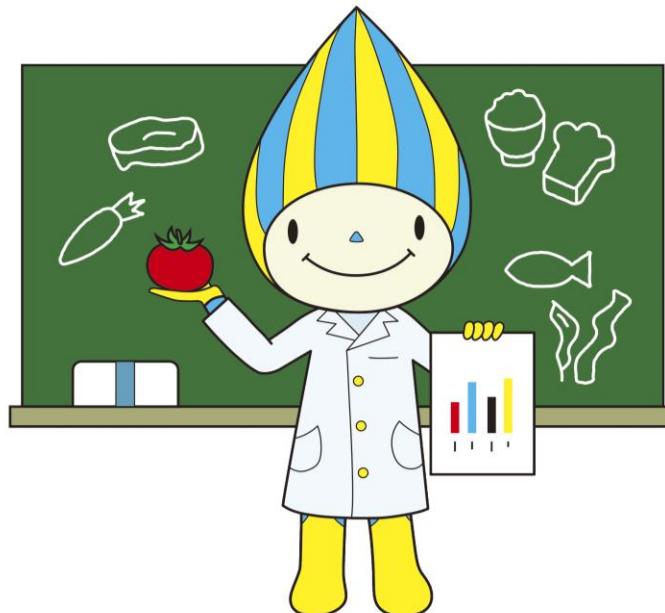


岐阜県における表示等の 指導状況について



岐阜県健康福祉部生活衛生課
食品安全推進室

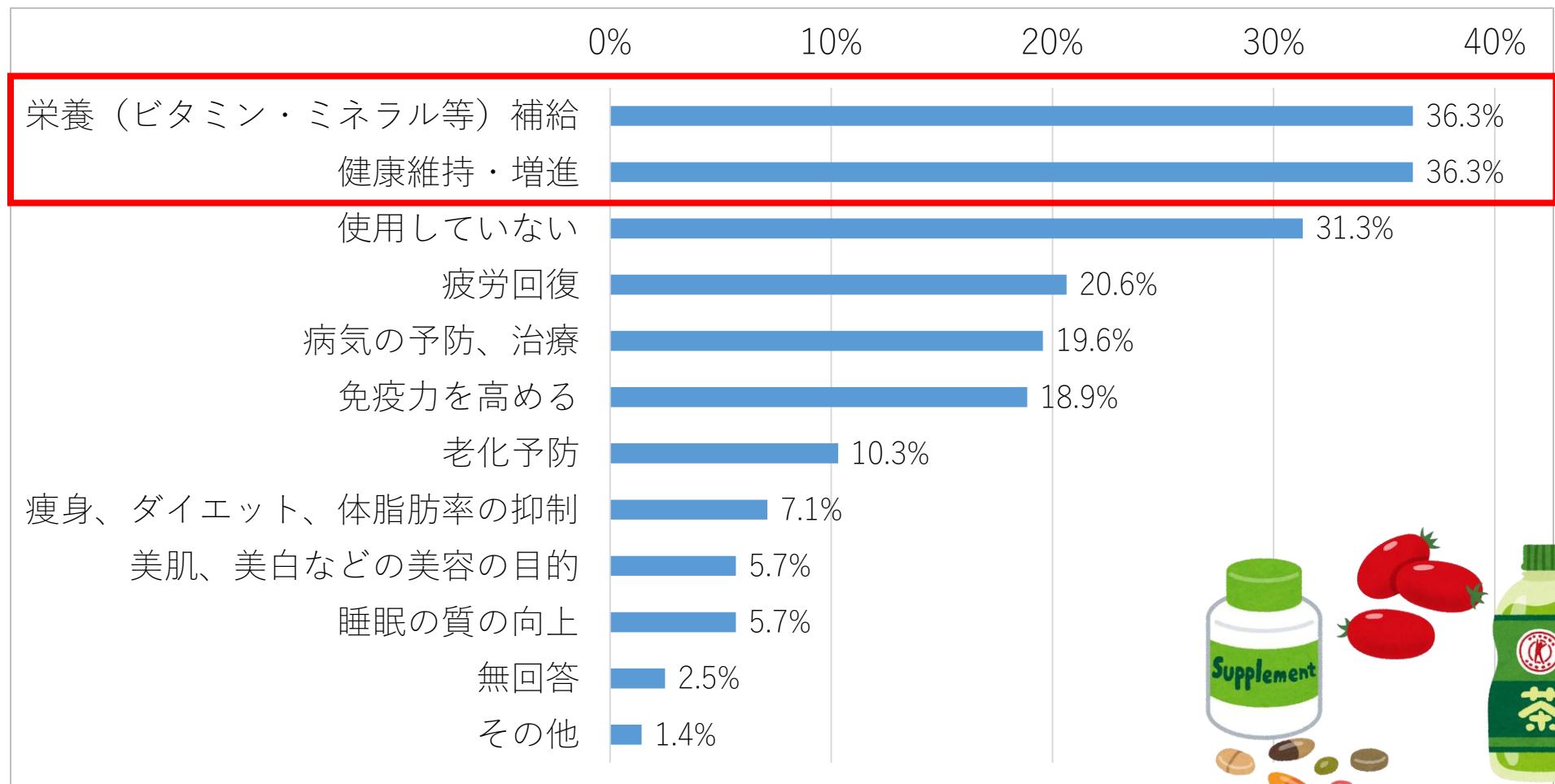
36.3%

何の数値か 分かりますか？

食品の安全性に関するアンケート調査 (R6)

回答数：966人

Q.あなたが健康食品を使用する（使用した）目的は何ですか。次の中からあてはまるものをすべて選んでください。



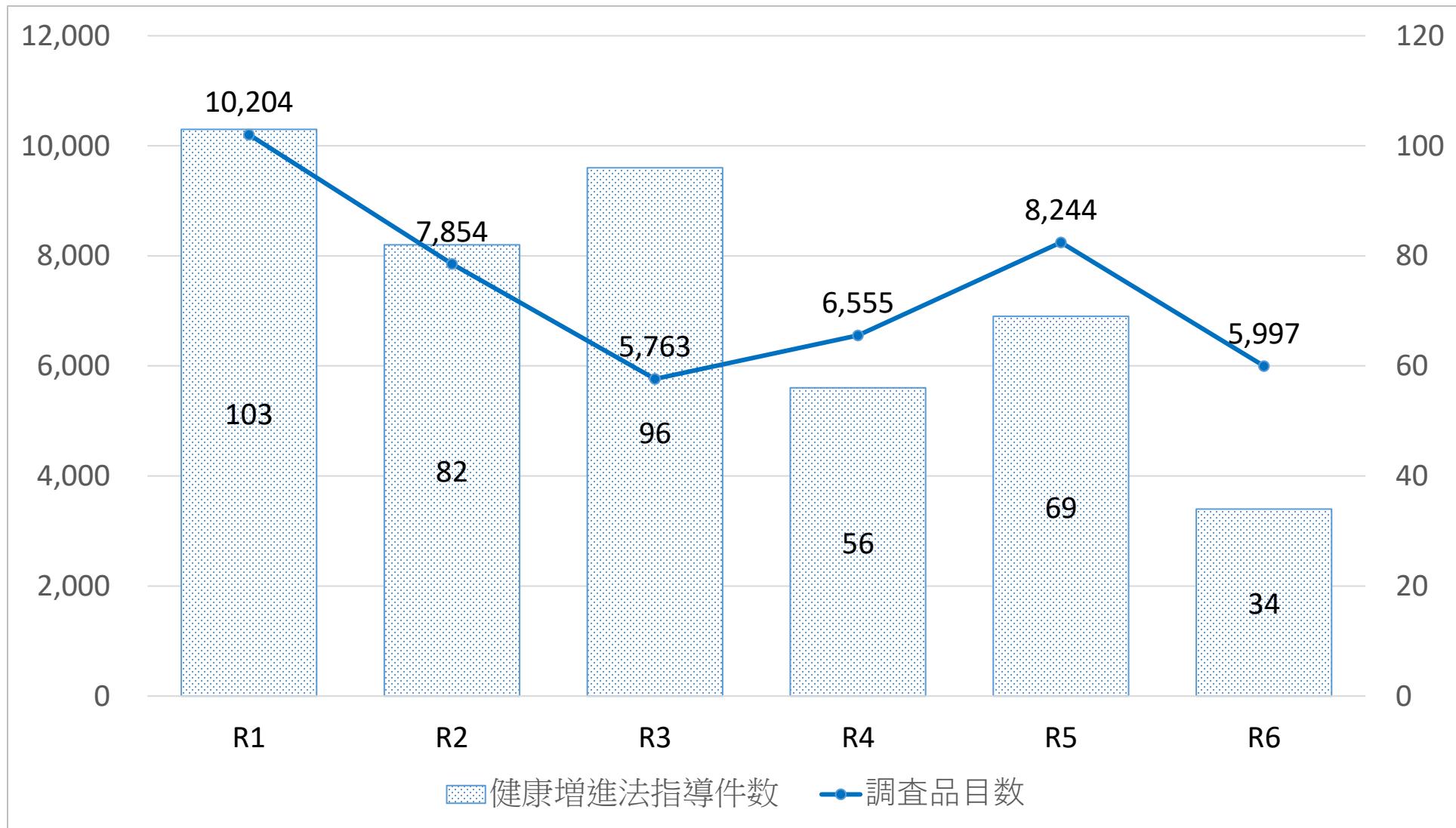
食品の安全性に関するアンケート調査 (R6)

回答数：966人

Q.各健康食品の説明について、あなたが正しいと思うものを1つ選んでください。

健康食品	正しい説明	正答率
栄養機能食品	既に科学的根拠が確認された栄養成分を一定の基準量含んでいれば、届出をしなくてもよい。	17.6%
特定保健用食品 (トクホ)	表示されている効果や安全性について国が審査を行っている。	45.4%
機能性表示食品	事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示したものである。	32.2%

岐阜県が実施した指導件数 (健康増進法)



指導事例

令和7年3月（恵那地域）
みかんの商品POP



1日1～2個で
風邪やインフルエンザを
ブロック！！



実だけでなく、薄皮や白いスジにも
免疫力や代謝をアップする成分が！！
まるごと食べて冬を元気にね！



健康増進法とは？

健康増進法では、食品として販売に供するものについて、健康保持増進効果などについて虚偽誇大な表示をすることを禁止している。



【目的】

実際には表示どおりの健康保持増進効果等を有しない食品であるにもかかわらず、一般消費者がその表示を信じ、表示された効果を期待して摂取し続け、適切な診療機会を逃してしまう事態を防止することを目的としている。

健康保持増進効果等とは

(1) 疾病の治療又は予防を目的とする効果（医薬品の効能効果に相当）

例) 「糖尿病、高血圧、動脈硬化の人々」、「末期ガンが治る」等

(2) 身体の組織機能の一般的な増強、増進を主たる目的とする効果

（医薬品の効能効果に相当）

例)

**特定の用語、文言等の使用を一律に
禁止するものではありません。**

(3) 特定

例)

」等

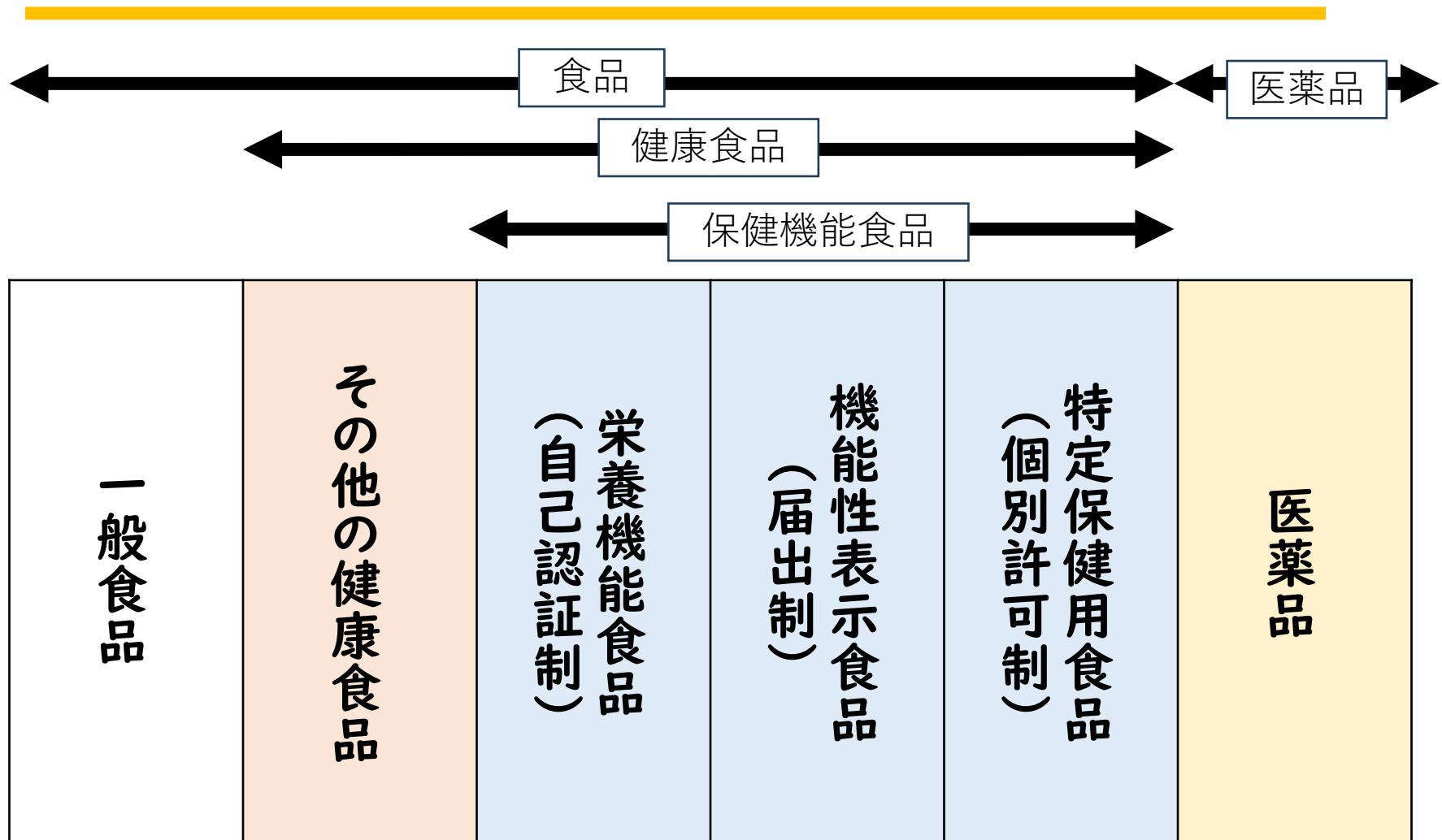
(4) 栄養成分の効果

例) 「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」等

(5) 内閣府令で定める事項

- ・ 含有する食品又は成分の量 例) 「大豆が〇〇g含まれている」等
- ・ 特定の食品又は成分を含有する旨 例) 「プロポリス含有」等
- ・ 熱量 例) 「カロリー〇%オフ」等
- ・ 人の身体を美化し、魅力を増し、容ぼうを変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果 例) 「皮膚にうるおいを与えます」等

「健康食品」



健康食品製造・加工施設調査



食品衛生法第57条 の規定による 届出施設	施設数	監視指導延 べ施設数
いわゆる健康食品の 製造業・加工業	46	36

出典：令和6年度業務統計資料（岐阜県健康福祉部生活衛生課）
「届出を要する食品関係営業施設（業種別）<岐阜市を含む>」